

きずな



《今月の笑顔》



Audi 八王子

(株式会社ビジョナリング)

きのした さき
木下咲紀さん

かわべ まりな
川辺真里奈さん

 タックスコーナー

「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印
の押なつについて」

「ダイレクト納付（予納）をご利用ください」

 八王子市からのお知らせ

「封筒の掲載広告を募集」

 実践税務調査

「名目監査役に支払った賞与および残業手当の取扱い」



恩方地域イベント「オンガタマルシェ2024」へ出店 ～「税のアンケート」「〇×税金クイズ」を実施～



▲様々な年齢の方にご参加いただきました



▲子供たちを中心にクイズに挑戦

恩方地区では、9月29日に小田野中央公園にて開催の、地域イベント「オンガタマルシェ2024」に出店しました。今年で6回目となる同イベントは、飲食店や雑貨店など91店が出店。初めて出店した当会恩方地区では、法人会活動の広報と税の知識を一般の方にも知っていただく機会として、「税のアンケート」「〇×税金クイズ」を実施しました。多くの来場者で賑やかになり、ブースを訪れる親子づれも多く、主に大人にはアンケート、子供には〇×税金クイズに参加いただき、共に多くの回答を頂きました。初めての試みで、内容を試行錯誤して進めてきましたが、用意したノベルティも好評で、多くの方にお渡しすることが出来ました。



▲運営にあたった役員を中心に記念撮影

研修事業レポート

社会貢献委員会 【2024.9.10 八王子市学園都市センター】

いちよう塾公開講座：「相続税」をテーマに一般市民向け講座への講座提供

社会貢献委員会では、八王子税務署、東京税理士会八王子支部と共同で、市民向け公開講座、「いちよう塾公開講座」に対し、今年度3回目の講座提供を実施しました。

今回は「相続税」がテーマでしたが、非会員の方々を中心に、76名の参加があり、関心の高さがうかがえました。一般市民が参加しやすいテーマを中心に、今後も講座提供を続けていく予定です。



▲税理士：小澤明弘氏



房総の自然を体験“交流バスツアー”を開催



▲房総半島を巡る途中、参加者全員で記念撮影



▲野菜の詰め放題では夢中になって楽しめました

女性部会では9月10日、房総半島をめぐる日帰りバスツアーを開催し、部会員27名が参加しました。「漁師料理たてやま」では海鮮浜焼きバイキングを堪能。各自が好みの食材を選び、魚介類の網焼きや、自ら作った海鮮丼での昼食を楽しみました。

午後に立ち寄った、「道の駅とみうら」では、地元野菜の詰め放題に挑戦。サツマイモ、ジャガイモ、ピーマン、玉ねぎの4種類の野菜を決められたビニール袋に、詰められるだけ詰めるという、遊び心のある体験をしました。因みに、野菜については、半分以上が袋に収まっていればOK。規定通りになっているかどうかは、出口で店舗のスタッフが判定。参加者によっては、NGを出され、最後に詰めた野菜を没収される場面もありました。

また、国産はちみつの産地としても知られる千葉県。君津市にある「はちみつ工房」でははちみつの製造工程の見学や試食、お土産品の購入でひと時を過ごし、この日のツアーを締めくくりました。

健康管理の参考となる情報を多く得ることが出来る「健康セミナー」を開催

由木地区では9月11日、由木中央市民センターで健康セミナーを開催しました。講師は、同地区の第2支部長でもある、管理薬剤師の野口修氏（有限会社精美堂社長）が担当。「薬の正しい飲み方」を中心に、健康管理に役立つ数々の情報を紹介していただきました。

コーヒーなど、カフェインを含む飲物で薬を服用すると、効き目が強くなりすぎてしまう危険があることや、お茶で服用すると薬の成分がお茶の成分と結合してしまい、期待される効果を発揮することなく排泄されてしまう場合があることなどを説明。薬を飲むときは、「コップ一杯の水かぬるま湯で・・・」という、基本を守る大切さがわかりました。

この他、サプリメントの効果的な使用法や、八王子市が市民の健康増進のために展開する、「てくポ」の紹介などもありました。



▲講師の野口氏から数多くの役立つ情報を伝えて頂きました



「てくポ」については
こちらをご覧ください

ちよつと遅めの納涼会にあたる“部会員の集い”を開催



▲部会幹部も含め大勢の方に参加いただきました

▲景品をゲットし、笑顔で記念撮影をする
小松 部会長(左)と、安藤 交流委員(左)

青年部会では、部会員同士の更なる交流を深めるため「八王子日本閣」にて“部会員の集い”を開催しました。今回は趣向を変え、アトラクションとしてビンゴ大会を取り入れました。豪華商品が複数用意されていたこともあり、スクリーンに映し出された番号に一喜一憂し、大いに盛り上がりました。また、参加者の中には「まだ青年部会に所属したばかりです」という方もいらっしゃり、青年部会のパワーを実感していただけたと思われます。青年部会は今年度 設立45周年を迎えました。今年度後半も、記念事業をはじめ積極的に事業を行っていきます。

「人材不足を補うDX化」をテーマとしたITセミナーを開催



▲講師：DX学校八王子校 IT導入診断士 杉谷 輝 氏

研修委員会では、人手不足が深刻化する中、いかにして「デジタル化」から「自動化」していけるかについて学ぶITセミナーを開催しました。RPA(パソコン作業をパソコン自身にしてもらうツール)や、AI、そしてロボットを作業ごとに使い分け、業務の効率化を成功させた事例などを交えご説明いただきました。また、『経営課題と人材課題』を見つめ直し、自社に何が不足しているのか？どのような対策な必要なのか？がわかるチェックシートが配られ「次に何をすべきか」が習得でき、具体的な取組についても学べたセミナーでした。

「サイバー犯罪の実態と対策」をテーマとしたセミナーを開催



▲講師：高尾警察署
副署長 金子浩丈氏

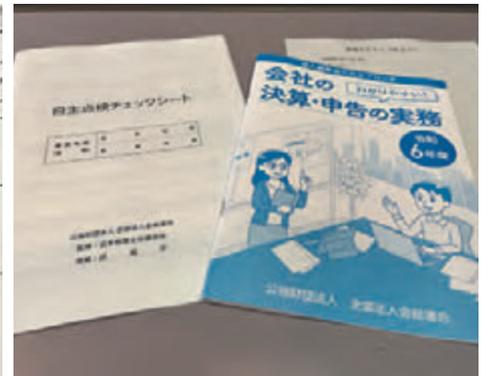


▲他の地区からも含め、大勢の参加がありました



高尾地区では、警視庁でサイバーセキュリティ対策本部管理官の経歴をお持ちの高尾警察署 副署長に講師を依頼し、“サイバー犯罪の実態と対策”について学ぶセミナーを開催しました。テレワークやオンラインでの買物などが日常化している現在、あらゆるタイプのサイバー犯罪が増えており、素人では見分けが付きにくい手口もあるそうです。また、大企業とつながりのある中小企業のパソコンに侵入し、中小企業が犯罪の踏台にされるケースも。この場合、本来、被害者である中小企業は犯罪者として扱われてしまうという恐ろしい実態についてもお話いただきました。

税務調査でNG!! が多い点について解説する税務セミナーを開催



◀講師：八王子税務署 真木 審理上席

こちらも研修委員会の企画による事業として、税務調査で指摘事項が多い点を取り上げ、“経理処理のポイント”について解説するセミナーを開催しました。「売上の計上時期」「役員給与」「消費税の判定誤り」などの処理での間違いが多いとのこと。なぜそれが間違いなのか？をスッキリできるように、八王子税務署の真木 審理上席が丁寧に解説してくださいました。また、実際の“税務調査の流れ”についての解説もあり、参加された皆さんは気を引き締めて聞いておられました。税務調査で不正が発覚しペナルティーを受けたことで、日々の適正な経理処理の重要性を、身をもって感じたというケースも多々あるそうです。

名目監査役に支払った賞与および残業手当の取扱い

～ 実践 税務 調査 ～

税理士 牧野義博

各地に事業所を持つ同族経営の有限会社に税務調査が入りました。調査官は役員および従業員の給与関係について調査を始めています。



調査官 役員の状況を見ると親族関係の方が多いですね。



代表者 ええ、気心が知れているので経営しやすいのですよ。



調査官 甲さんは監査役となっていますが、営業所長でもありますね。



代表者 それが何か問題でもありますか？



調査官 商業登記簿や定款にも監査役の記事がありますので間違いはないですね。

一人別の給与台帳を見ると監査役の甲さんには基本給、通勤手当のほかに残業手当、深夜手当および休日手当（以下「残業手当等」）並びに賞与の支給もされています。



代表者 甲は監査役ではなく使用人です。会社設立の際に、定款のひな形に記載されていた監査役の欄を埋めるために甲に無断で名前を借用したので、定款および商業登記簿に甲の名前が記載されているにすぎません。現に、甲は他の従業員と同様の給与基準に服するとともに、雇用保険に加入し、毎日現場に従事をしています。甲が監査業務に携わったことは一度もなく、いわば名目上の監査役であり、実際には使用人として働いているのだから、使用人としての職務を有する役員、つまり使用人兼務役員ですね。



調査官 結論から申し上げますと、監査役は使用人兼務役員になることが許されておりません（法人税法第34条第5項および法人税施行令第71条第1項第4号）。法人税法では定期同額給

与を除き、これを損金に算入することができないとされています（法人税法第34条第1項）。

本件の場合、残業手当等については支給額が一定でなく、また、賞与についても支給時期や支給額が一定していませんので、定額給与には当たらず臨時的な給与に当たり、かつ、使用人兼務役員になり得ない監査役に対して支給されたものであるから、損金の額に算入しない役員賞与に該当するとともに、損金の額に算入されない役員の給与に該当します。

従って、本件残業手当等および賞与を所得の金額の計算上、損金の額に算入することはできません。



代表者 甲は適法に監査役に選任されています。また、甲は専ら使用人としての業務を行っていたのであるから、本件残業手当等および賞与を所得の金額の計算上、損金の額に算入すべきです。



調査官 有限会社法では「原始定款によって監査役を選任することができる」こと、あなたの会社の「原始定款に甲を監査役に選任する旨の記載がある」こと、「甲はあなたの会社の従業員であり、原始定款に甲の記名押印が認められる」こと、「原始定款の認証を受けるためには、従業員の印鑑証明書を公証役場に提出する必要がある」こと等の事情からすれば、甲は、自己の意思に基づきあなたの会社の定款によって適法に監査役に選任されたと認められます。

そして、実定法上および租税法上、監査役が使用人を兼ねることは禁止をされている以上、専ら従業員としての業務を行っていたこと等をもって、適法に選任された監査役を従業員として扱うことはできません。



■ 筆者紹介
牧野義博（まきの・よしひろ）

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査 1～3」「税務トラブルと債務の確定」（大蔵財務協会）ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

■ 八王子市からのお知らせ ■

封筒の掲載広告を募集

八王子市では、個人住民税及び森林環境税を特別徴収している事業所へ税額決定・変更通知書等を送付する封筒に掲載する広告を募集しています。

- 広告内容：市民生活に関連するもの
使用期間：令和7年5月（2025年5月）から1年間
広告のサイズ：1枠 縦5cm×横8cm デザインは申込者が作成してください。
（複数枠の使用可能）
募集期間：令和6年10月1日（火）～令和6年11月1日（金）

広告料は下表のとおり。

封筒作成枚数	広告料（1枠）	募集枠
70,000枚	20,000円	8枠



詳しい内容や手続きについては市ホームページ（二次元コード）からご覧ください。

《問合せ》
八王子市財政部住民税課 042-620-7354（直通）

税を考える週間 協賛



フリーアナウンサー

笠井 信輔 氏 講演会を開催

聴講無料 どなたでもご参加できます

開催日

2024年11月28日（木）

会場

東京たま未来メッセ1階展示室A

〔第1部〕16時30分～17時10分

—医療・介護にまつわる税金のはなし—

講師：東京税理士会八王子支部所属税理士

〔第2部〕17時30分～19時

笠井 信輔 氏 講演

足し算で生きる～がんステージ4からの生還～

税を考える週間
協賛講演会お申込み
QRコード



書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁

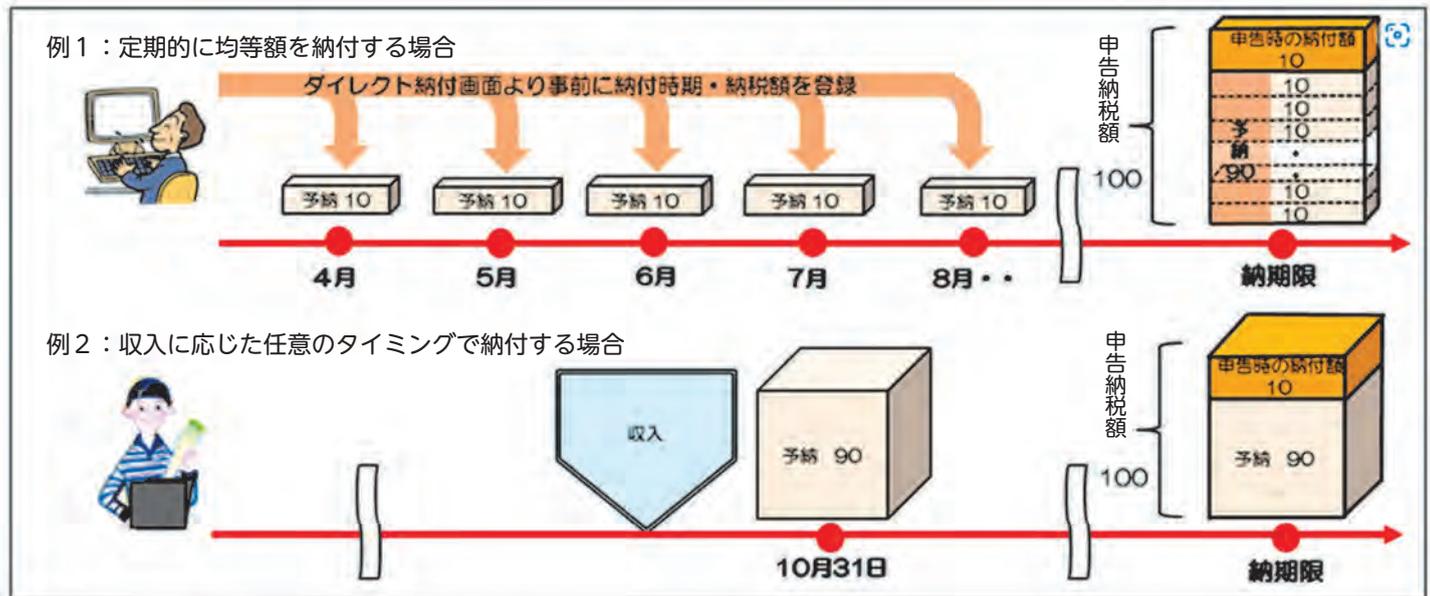
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

ダイレクト納付（予納）をご利用ください

○ **ダイレクト納付を利用した予納の概要**

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じた任意のタイミングで納付することができます。



○ **利用可能税目**

申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税

（注1） 地方法人税は法人税を登録することで利用可能となります（法人税を優先的に収納）。

（注2） 同一課税期間に限り2税目の登録が可能です（贈与税を除く）。

○ **登録手続きが行える期間**

予納する税目の課税期間内

メリットは？

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に均等額を予納すると…

申告納税額

納期限

最後の納付が少なくて済んだわ！

定期もダイレクト納付！

予納ダイレクトによる納付方法



YouTube動画「予納ダイレクト」の利用方法（国税庁ホームページ）

ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用した予納と分納のご紹介

キラリ輝く！ 会員企業

株式会社 濱田工業

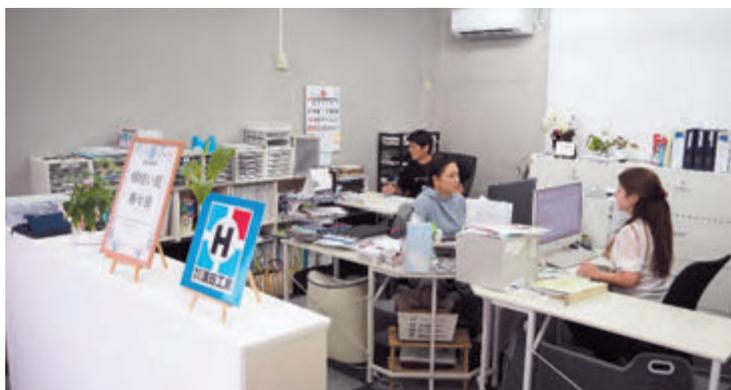
Vol 51

下地をメインとした八王子の左官屋として発展

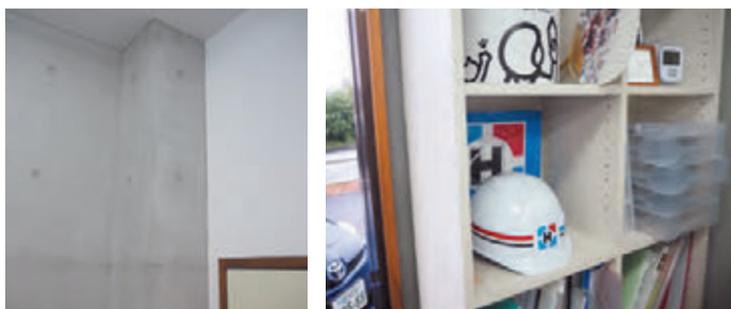
八王子市北野に拠点を構える株式会社濱田工業は、左官工事を主体として発展してきました。ブラジル移民のルーツを持つ濱田修社長は、幼少期のころ父が八王子へ出稼ぎの為に来日した事をきっかけに以来定着しました。左官工事に従事していた濱田社長は、独立して今年で10年目、その後法人化し7期目を迎えました。大規模修繕工事から、内装、下地、土間・コンクリート工事など様々な事業に積極的に取り組んでいます。「公共工事にも力を入れています。下請けから入札に入り主体となる会社へ向けて転換している最中です。」(濱田社長)

業界内の“社員満足度ナンバーワン”を目標に邁進中

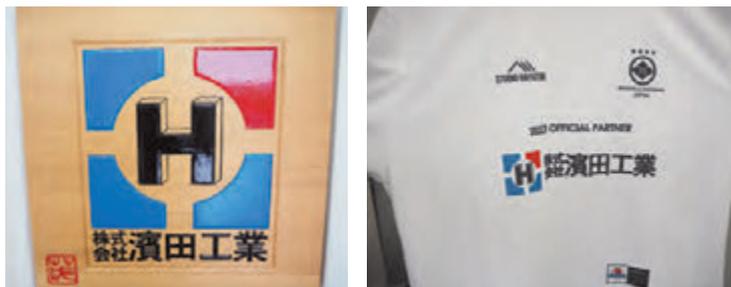
ひとりひとりの社員を大切にする濱田社長は2026年までに社員25名、2026年1月31日までに、業界内で社員満足度ナンバーワンの明確な目標を持ち取り組んでいます。「社員の満足度を上げていくことに力を入れています。現在でも、業界内で満足度は高くなっていますが、改善点を見つけて修正していきます。反面一人当たりの生産性を高めていくことの課題にも直面しています。」採用にも注力する濱田社長は、「未来を見据えて、学生など新人の採用にも力を入れています。東南アジアが中心ですが、外国人の技能実習生も並行して採用しているところです。私もブラジル出身ですので、日本の生活への適応の大変さと、日本の良さを理解してもらい、彼らの気持ちをくみ取りながら進めています。」(濱田社長)



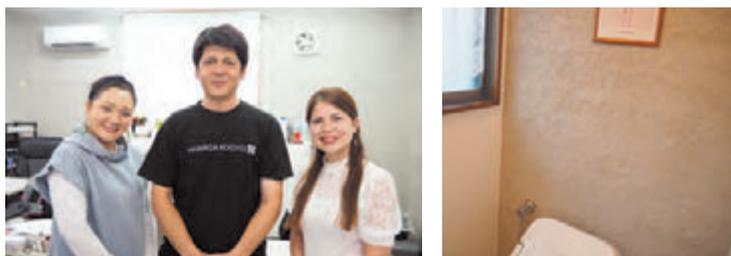
事務所内の内装もそれぞれの面で違う仕上げを取り入れています



事務所内の壁は来客の目を引きます



ロゴマークを入れたプレートやシャツも事務所内を飾ります



濱田社長(中央)と、事務全般を支える妻の濱田さん(左)、妹の土屋さん(右)

〒192-0904
八王子市北野町172-7 くさの北野ビル101
電話：042-649-4268
FAX：042-649-4323
<https://hamakou2015.com/>



@HAMAKOU2015

法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、「Audi八王子」を訪問し、店長の木村敬之さん、川辺真里奈さん、木下咲紀さんにお話を伺いました。「Audi八王子」を運営する株式会社ビジョナリングは、新車販売、中古車、カーシェアリング、板金、自動車業界の有料職業紹介など、多様な事業を展開しています。

▼2023年10月にオープンし、開店1年を迎える八王子店は、店舗屋上にはソーラーパネルで店舗の電力を賄い、日本屈指の蓄電池型超急速充電器（PowerX社製）を2台備え、Audi車の注力するEV車販売のアイコンとしての役割を担っています。

▼「当社以外にも多くの販売会社がありますが、社員研修を大事にし、より良いサービスが出来、当社を選び続けて頂けるよう、社員の自己啓発を促しています」

▼表紙に登場いただいた、川辺真里奈さん、木下咲紀さんは、Audi八王子の顔としてお客様の接客を行っています。「車が好きで当店を含めて4年ほど経験しています。趣味も車で、車が好きですね」（木下さん）「初めてお越しいただいたお客様の納車までの流れを立ち合い、体験できることは非常にやりがいを感じます。納車後のメンテナンス、車検、お車の調子をお伺いしたり、お顔を覚えて頂けることもあり、嬉しいです」（川辺さん）「お客様のお車を近所でお見掛けしてお声掛けいただくこともあります」（木下さん）

▼「子どもが2人いますが、子育てもあり、客室乗務員の前職からビジョナリングに転職しました。非常に働きやすい会社です」（川辺さん）「生まれも育ちも多摩



店長
 まむら たかゆき 木村敬之さん
 きした さき 木下咲紀さん
 かわべ まりな 川辺真里奈さん

ニュータウンですが、いろいろな物が整っている離れられないくらい非常に住みやすい街です」（木下さん）

▼「経営理念でもある“車を通じて一生涯のお付き合い”をスローガンに、お客様との更なるサービスの向上に努めていきます。そして、地域の様々なイベントや催しに積極的に参加していきます。どうぞ宜しくお願い致します」（木村店長）

〒192-0355 八王子市堀之内3-1-39
 電話：042-653-9039 FAX：042-653-9040
<https://www.visionagroup.jp/>

営業時間
 10：15～18：45
 定休日：火曜日



電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続き
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス

🔍 検索

発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	清宮 仁	発行日	令和6年10月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	小林 一 仁	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会	東京都	八王子市大横町14-25		東京都八王子市南町9-8
第49巻	第7号通	電話	(042)625-4875(代)	FAX	(042)625-0566

オトコヨウゾメ

宮城県以南、四国、九州のやや明るい山地に自生し、5〜6月、若い枝先にかすかに紅をさした感じの小白花を5〜10個、まばらに咲くさまは何ともいえないおもむきがある。

木の枝は柔軟性に富み、比較的強靱で、折れにくい。ため、道具の柄などに利用されている。

葉は対生し、やや短い柄があり、葉身は卵状楕円形で、先は鋭くとがり、質はややうすく、赤緑色で、表面はほぼ平滑、裏面は葉脈が隆起して毛があり、規則正しく配列する支脈がのびる。高さ2メートルほどになる落葉低木である。

秋にみゆる広楕円形で長さ8ミリほどの果実は春のときの花とはちがったおもむきを示し、紅葉も楽しめる。

オトコヨウゾメのヨウゾメとは中国地方ではガマズミのことを言う。ガマズミ類のものはふつつ実が大きく、甘くて食べられるのに比べ、本種の実はやせていて食用にならないので、オトコの名を冠したのではないかといわれる。このことは牧野富太郎の図鑑にも書かれている。

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

